

化学業界における自主行動計画の徹底プラン

2023年9月策定
2024年10月改定

一般社団法人日本化学工業協会
塩ビ工業・環境協会
化成品工業協会
石油化学工業協会
一般社団法人日本ゴム工業会
日本プラスチック工業連盟

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、化学業界において、「仕様変更」や「短納期発注」など、自主行動計画に記載があるものの、その取組が不十分、遵守が徹底されていない事項が確認された。そこで、化学工業関連団体の自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守の強化をはかるため、上記化学工業関連団体の所属各社において、代表者以下、調達部門を中心に社内一丸となり、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、当徹底プランの遂行に向け、各社とも、調達部門のみならず社内隅々と、取引先に対して周知を行う。さらに、自主行動計画フォローアップ調査の中で、各事項の実施状況についても確認し、その結果を踏まえて、当徹底プランの改定にも取り組む。

1. 仕様変更について

1) 指摘事項

- ・親事業者は、納期を明確にして発注することが必要。また、納期を変更するときは、下請事業者（下請代金法または下請振興法の対象となる事業者）に損失を与えないよう十分に配慮し、追加費用は親事業者が負担することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請事業者との事前協議を行わずに、親事業者の都合で発生した在庫の保管費用等を下請事業者に負担させること。また、親事業者の都合で親事業者の所有する型（金型、木型を問わない）を下請事業者に無償保管させること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・親事業者は、納期を明確にして発注する。また、親事業者の都合で納期を変更するときは、事前に下請事業者に変更後の納期を示し、納期変更に伴う追加費用は親事業者が負担する。
- ・親事業者の都合で下請事業者において在庫保管が発生する場合及び型の長期保管をさせる場合は、その費用は親事業者が負担する。

2. 短納期発注について

1) 指摘事項

- ・生産に必要なリードタイムを十分に考慮した発注が行われることが必要。また、納期を変更するときは、下請事業者に損失を与えないよう十分に配慮し、追加費用が発生する場合には、発注者が適正に負担することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・親事業者の都合による短納期発注や発注後の納期変更に対応するために、下請事業者が生産計画の変更を余儀なくされて発生した人件費等の追加コストの負担を親事業者が拒否すること。
- ・下請事業者の事前の了解なく納期を前倒し変更すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・親事業者は、下請事業者の生産に必要なリードタイムを十分に考慮して発注する。また、短納期発注や発注後の納期変更を行う場合は、下請事業者と協議し、必要な費用を追加して発注契約を変更する。

3. 支払条件について

1) 指摘事項

- ・現金100%の支払条件の事例は、全体の7割となっているが、一部で手形等による支払いが残っており、業界全体で更なる改善が図られる必要がある。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・取引先が現金化を希望するにもかかわらず、手形等（約束手形、電子記録債権、一括決済方式）の支払いを継続すること。
- ・支払条件を現金に変更する場合に、一方的に下請代金の額を決め、又は下請事業者に不利益となるよう変更すること。及び、下請事業者との事前の書面による合意なしに、金融機関の振込み手数料を下請代金から差し引いて支払うこと。
- ・下請事業者の希望により手形払いを継続する場合に、手形等の支払サイトを60日超とすること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・異業種間取引や下請代金法・振興法の対象外取引も含め、できる限り現金、もしくは一括決済方式及び電子記録債権で支払う体制を築いていくことで、約束手形を利用しないように努める。

4. 知的財産の保護について

1) 指摘事項

- ・親事業者は、自主行動計画に謳っているとおり、取引の目的に照らし合理的な範囲内で、知的財産を取り扱うことが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請事業者の研究開発、生産技術、および金型等の重要な資機材に関する秘密情報を許可なく他社に開示すること。

- ・下請事業者の研究開発、生産技術、および金型等の重要な資機材に関する秘密情報を許可なく取得し、又は下請事業者にそれらの秘密情報の開示を強制すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・親事業者は、下請事業者の研究開発、生産技術、および金型等の重要な資機材に関する秘密情報の取り扱いを事前に協議し、書面等を取り交わし、知的財産の保護に努める。

5. 働き方改革について

1) 指摘事項

- ・下請側の働き方改革の推進に理解を示し、親事業者、下請事業者ともに働き方改革を推進することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請事業者の働き方改革の推進を無視して、最終工期厳守のために残業や休日出勤を強制し続け、又、改善に向けた協議に応じないこと。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・発注事業者は、自らの取引に起因して、受注事業者が労働関連法令に違反することがないよう配慮し、双方で働き方改革を推進する。

以上